

第百三十三号議案

江戸川区総合体育館の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区総合体育館の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区総合体育館の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区総合体育館	名称	所在地	指定 管 理 者	名称	指定の 期 間

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの

江戸川区総合体育館の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。